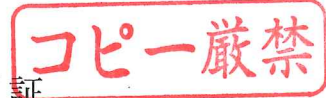




別記様式第10号(第16条関係)

関市指令生第19号の6



一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 可児市下恵土233番地1

氏 名 株式会社橋本

代表取締役 橋本 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証明します。

平成30年2月22日

関市長 尾 関 健 治



記

- 1 事業の範囲  
取り扱う一般廃棄物の種類  
事業活動に伴う一般廃棄物  
特定家庭用機器(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定める機械器具)  
市直営、委託分を除く生活系一般廃棄物(引越し時のごみなど)
- 2 許可期間  
平成30(2018)年4月1日から平成32(2020)年3月31日まで
- 3 許可条件  
【事業活動に伴う一般廃棄物】：関地域、武芸川地域、武儀地域(ファミリーマート武儀下之保店、タイガレックス株式会社、東明金属株式会社)に限る。  
【特定家庭用機器、生活系一般廃棄物】：関地域、武芸川地域に限る。